

# 廣池千九郎と明治大正期の労働問題

土屋 武夫

## 目次

- 一、廣池千九郎と労働問題への取り組み
- 二、当該問題への天理教の関与と廣池千九郎
- 三、富士瓦斯紡績小山工場と天理教工女
- 四、宇野利右衛門と廣池千九郎
- 五、体制に対する脅威の意味——良民の暮らしの視点
- 六、労働問題の沿革と当時の取り組み
- 七、モラルサイエンス——新道德主義の科学的基盤
- 八、精神的科学的管理法の課題

キーワード：労働問題、富士瓦斯紡績小山工場、道德主義の解決法、モラルサイエンス、精神的科学的管理法

## 一、廣池千九郎と労働問題への取り組み

一八六八年の明治維新によって、日本は封建的幕藩体制から近代的立憲君主制へと大きく社会体制 (social system) を転換していく。アジアで領土獲得のために植民地政策を展開する英米独仏など世界の列強に伍して、わが国が独立と発展を期するには、きわめて短期間に資本蓄積をはかり、工業化を達成して近代的な軍備を備えた国づくりに励むことが喫緊の課題であった。

こうして富国強兵を目指した国づくりが当時の第一の課題となったが、新たな体制の下で強力に推進されたこの政策遂行の結果として、農村の疲弊や労働問題、あるいは米騒動などの深刻な社会問題が発生した。これらの問題は、いわば日本近代化という社会の急速な発展がもたらすマイナスの局面であり、急速な近代化を達成しようとする、当時の未成熟な日本社会に付随する歴史的課題であった。

廣池千九郎は、明治末から、単なる学究の徒にとどまらず、一人の経世家として、多くの国民に安寧と平和をもたらす国づくりの問題に取り組んでいた。その頃出版した『日本憲法淵源論』(大正五年、一九一六年)では、この点に触れるとともに、独自の家族的な社会観(国家観)を展開している。経世家にとって、当時、何よりも憂慮されたのは、日本の社会的文化的伝統の上に築かれるべき社会システムの土台が、革命によって無残にも破壊され、多くの国民が塗炭の苦しみに陥る危険性であった。革命が防遏(ぼくち)されなければならぬのは、第一に、社会システムの崩壊に伴う社会秩序の破壊であり、第二に経済制度の崩壊に伴う国民一人一人の暮らしの破壊であり、第三に人々の価値観が失われ、人々の生活指針や行動様式が見失われることである。

ヨーロッパ大陸では、この同じ時期に二つの大きな革命が勃発している。一つは一九一七年のロシア革命(二月革命と十一月革命)であり、他方は、一九一八年にベルリンで勃発したドイツ革命である。ロマノフ王朝の崩壊並びに、ウィルヘルムスのドイツ帝国の滅亡は、いずれも労働者階級を中心勢力とする革命によって遂行された。ロシアのレーニンに率いられたボルシェビキは、十一月革命の担い手であり、プロレタリア独裁による専制政治を目ざし、革命を全世界にまで拡大しようと企図していた。廣池は、この点に十分注意を払い、労働組合が革命勢力の中心となるような西欧流のサンディカリスムやナショナルギルドが、我が国にとって、社会の脅威になること、その可能性が高いことを指摘している。

周知のように、こうした危機感、当時の日本の良識あるリーダー層が広く共有するものであった。だから彼らは国民道徳振興のために、斯道会や婦一協会などの団体を立ち上げ、あるいは天理教団などに働きかけて、既成の宗教教団までも動員して国を挙げて国民道徳精神振興のための講演会を開催することになった。廣池も、しばしばこうした講演会の演壇に立ち熱弁をふるったが、「去る大正二年以降、今大正五年八月に至るまで、約四年間に亘り、各府県下に於いて、国体論並びに国民道徳を講話すること大小三百回に及び、今後益々力を之に尽くさん事を期す」と述べている。

## 二、当該問題への天理教の関与と廣池千九郎

神宮皇學館教授として伊勢に単身赴任していた廣池千九郎は、昼夜を厭わぬ過度の研究の蓄積が災いして、とうとう伊勢の下宿先で病の床に伏すことになった。当時の日記には、その間の事情が詳細に記されて

いるが、そのとき親身に世話をしてくれた無名の天理教徒や末端の布教師の至誠ある態度に接して、天理教を知るようになった。やがて勢山支教会の会長矢納幸吉に導かれて、廣池は天理教本部に関与することになる。当時の天理教団の幹部は、初代管長の中山新治郎、松村吉太郎（教正、大阪高安大教会）、山澤為造（撰行者）などの人物であったが、天啓に基づく教義の体系化や布教師のための継続的な教育が、新たな教勢の拡大にとっては必要不可欠であり、その役割を廣池が担うことになった。

こうした内部組織作りと並んで、当時、天理教団は困難な課題に直面していた。すなわち、偏見と誤解に基づく当時の世間の評価をいかに払拭して、社会に認められ、信頼される教団に改善していくかという難しい課題である。大正二年、天理中学名譽校長として本部に正式に籍を置くことになった廣池だが、いくつもの資料に見られるように、当時、教団トップであった初代管長や幹部の廣池に対する信頼は厚く、揺るぎのないものであり、おのずから教団揺籃期のこの困難な課題に関与することになったと見てよい。

天理教団の労働問題への関与は、明治四十一年にまでさかのぼるが、廣池の関与は明治四十二年ごろからで、記録の上では三重紡績などの訪問が最初である。天理教団の組織的活動の一環としての具体的な関与は、それから数年後の大正三年からである。<sup>(5)</sup>なぜ天理教は、国民道徳精神振興の運動に積極的に関与したのか。また労働問題解決策の一環として、全国の紡績工場に多くの天理教信徒を熱心に送り込んだのか。そして、これら職工や工女に対して、天理教の教義に立つ継続的な宗教教育や、家族主義的ケアが、かくも執拗に展開された理由は何か。

### 三、富士瓦斯紡績小山工場と天理教工女

当時、日本の紡績業を代表する会社の一つに、武藤山治の鐘淵紡績と並んで、富士瓦斯紡績があった。この会社は、東海道駿河駅近くの小山に工場を持ち、増加する国内外の需要に応ずるため、新たに工場を増設して女子工員を募集することになった。明治末から、大正初期にかけて、この会社は、数次に分けて工場の拡張を繰り返している。

当時、この工場で技師をしていた小野安太郎は、熱心な天理教信徒で、女工募集を自分が籍を置く東京支教会（本所区石原町一甲賀天教会の系列、筆者注）の会長井上半七に伝えた。この話を聞いて、井上は、「天理教の信者の中にも工場に入つて働きたい希望をもつて居る人もあらうから、試みに募集させてみては呉れないか」と小野技師に依頼した。工場長の棚橋琢之進はこの話を聞いて、「天理教の信者でも、何でも、工場に来て働きたい希望者は、誰でも入社を許す」と言った。そこで小野は正式に井上会長に募集を依頼して、たちまち埼玉県下の若い女性信徒五〇名が入社することになった。天理教の信徒が、この紡績工場で働く<sup>(6)</sup>ことになる。

廣池が初めてこの工場を訪問したのは、大正二年八月二十四日と、翌年の大正三年一月の計二回に亘っている。（別表を参照）この会社の経営者は、慶応出身の和田豊次であり、廣池と同郷の大分県出身の人物で、親孝行な人物と紹介されている。幹部も人間的に立派な人が多いと廣池自身コメントしている。<sup>(7)</sup>この二回の視察で、工場で働く天理教工女の受け入れ態勢や、工場での働きぶりが分かり、また工場幹部との面談を通

して工場の置かれた状況や経営上の問題もよく理解されたはずである。

ところで、このころ、小山工場で働く、女工の数は九〇〇人以上にも達していた。しかし、この会社の全従業員数に占める天理教徒の女工の数は三〇〇名ほどで、その割合も三パーセント弱と低く抑えられている。にもかかわらず、天理教団としては、この事業に並々ならぬ力を入れ、東京支教会の井上半七を、会長職をはずしてまでこの工場に送り込んでいる。さらに教団は、女工の要望という形をとってはいるが、工場の隣に鮎沢宣教所を建設し、地方から送り込まれた信徒の教育と精神的なよりどころにしている。以下の資料には、何ゆえ天理教がこの問題にかくも真剣に取り組んだのか、その理由の一端が示されている。

「この労働問題の解決に対して、若しも天理教の教理並びに実際が有効であるといふ事が証明せられたならば、天理教の実際上の価値が社会に顕彰せらるるに至るべく、若し又万一この試みに失敗したならば、天理教といふものは全く実社会には役に役に立たぬ無用の宗教であるといふやうに非難されることになりまますから、本教にとつてはこの運動は非常に信用上の問題になるであらうと考へます。

斯くてこの問題が、幾分でも天理教にて解決せらるると云ふ事に為つたならば、当該問題の上に多大な影響を及ぼすもので、自然世界工業の発達と世界人類の幸福とに向つて<sup>すくなく</sup>少からぬ利益を与ふるに至るものと考へます。」

当時、天理教団は、世間のひどい差別と偏見に苦しんでいた。揃いのほつぴを着て、団扇太鼓を打ち鳴らし、お手振りや、御神楽歌を街中で声高に朗詠して街を練り歩く。人目に目立つこの行動は、町を行く善良

なる市民の好奇心を痛く刺激するものであった。実際には、心の埃を払うためにおこなわれた財産の蕩尽も、善意の市民の目には、病などの問題を抱えて弱気になった同胞に対する宗教による搾取・収奪と映ったとしても不思議ではない。こうして天理教は理不尽で、人を惑わし金を掠<sup>す</sup>め取る悪しき教えであるというレッテルを貼られることになったのである。

天理教を淫祠邪教（人々を惑わすよこしまな教え）と見下すこのひどい思い込みを払拭するには、何らかの特別の手立てが必要である。当時、紡績業は日本の花形産業であり、最新の設備と科学的管理を標榜していたので、人々の関心も高かった。こうした日本の近代的工場で、天理教の工女が真面目に、かつ模範的に働いて活躍すれば、一躍、社会の脚光を浴びることとなる。これは天理教にとつてまたとない好機になるはずである。うまくいけば、天理教団に対する世間の誤解もすこしは解けることになるかも知れない。「犠牲的精神」で熱心に働く、天理教の若い女工のひたむきな姿を目にすれば、それまでの嫌なイメージを払拭して、天理教団も「義務をいとわず、勤勉に働くこと」を人々に奨励する、立派な教義を持った宗教団体として、社会に正しく認知されることになるかも知れない。

そうして、もちろん、廣池の協力により、こうした事業が推進することは、当時の社会的な需要に応えることになり、しかも同時に、廣池個人にとつては、矢野会長などに導かれて本部入りし、教義の体系化の仕事を通じて天理教教祖が接受した天啓に触れ、大悟出来たこと、精神の目を大きく見開く事が出来たことに對する報恩であることは云うまでもない。

## 四、宇野利右衛門と廣池千九郎

ところで、富士瓦斯紡績小山工場の天理教工女のこと、社会の識者の広く知るところとなったのは、当時、大阪で労働問題に取り組んでいた宇野利右衛門との間で、廣池が交わした次のような論争がきっかけとなった。宇野は早くからこの問題にとり組み、大阪工業会を立ち上げ、政府機関と協力してこの問題に対する調査研究に携わってきた。彼は、救済研究会を主催する監獄学の權威、小川滋次郎と並んで、労働問題についての研究では、当時、大阪を代表する人物だった。<sup>(9)</sup>

大阪堂島にある知事官邸で開かれた救済研究会の例会席上で、廣池千九郎は、大正三年二月十四日に、次のような講演をおこなった。すなわち、「救済の本義と天理教の感化救済法」という講演である。この講演は時間的な制約があり、感化教育の内容のすべてについて言及する余裕はなかった。だが、前席で行われた宇野の講演は挑戦的なものであった。「女工の現状」というタイトルで、宇野は、天理教のこの問題に対する取り組みを厳しく批判した。「宗教は利用すべきものではなくて、況して職工向きの宗教なぞといふ理由の下に、自己の信仰せざる宗教を人に勧めるが如きは、不徳の甚だしきものである」と。宗教の布教のために労働問題を利用するとは何事かというきびしい非難である。そして具体的に、富士瓦斯紡績小山工場の事例を挙げて、大いに攻撃の箭を放ったのである。<sup>(10)</sup>

この批判をともに受け止めて廣池は激しく反論する。すなわち、病人から、悪人（罪を犯した人）、寡夫や寡女（男やもめ、女やもめ）、貧民、労働者、孤児などの社会的弱者、並びに教育上の六項目に亘る感化教育の内容のうち、労働者に対する感化教育に的を絞って、天理教が実際にどのような問題に取り組

んでいるのかを、現状を手短に紹介しつつ、宇野の指摘が誤解に基づくことを指摘する。

すなわち富士瓦斯紡績小山工場では、天理教の教義に基づき、工女たちが熱心に仕事に取り組み、生産性も上がり、他工場のように、労使対立も生じていない。しかしこれは、断じて宗教の利用ではないと。もともと天理教を信じていた娘たちが女工になったただけのことで、宗教の利用などという批判は、的外れである。だから機会があれば工場を訪問して、実際に何が行われているか、自分の目で確認したらよからうと、宇野の視察を促している。廣池の講演ののち、宇野はその場で直接、自己の不明を詫び、米訪を約している。<sup>(11)</sup>

宇野は、この講演の三ヵ月後に、東京での仕事からの帰途、半日の時間を費やして、自ら小山工場を訪れ、具に現場を視察している。まず、第三・第四工場の次長渡辺徹（天理教信徒）に面会して、天理教がこの工場に入った成り行き、その後の沿革、現状について説明を聞き、天理教工女のみを収容している構外寄宿舎、ならびに鮎沢宣教所を巡覧した。天理教工女にも直接会って短い講話もおこなっている。宇野は帰阪後、直ちにその内容を記事にまとめ、職工問題資料A一三六、「富士紡小山工場の天理教職工団」として発表し、関連企業に配布している。この記事は、天理教の啓蒙雑誌「道の友」にも原文のまま転載された。<sup>(12)</sup>

「本年二月の某日、大阪府知事の官房で開催された救済事業研究会と云ふ会合の席上で、請はれて、女工の現状」といふ講演を吾人が試みたとき、言計らずも、此持論たる宗教の利用云々に及んで、これが実例として富士瓦斯紡績小山工場の天理教を挙げて、大いに攻撃の箭を放ったのである。ところが、当日の講演者として後ろに控へて居られた、有名なる天理教の新人物法学博士廣池千九郎氏が、吾人のこの

攻撃に対して、次席の講演で手厳しく反駁されたのである。その駁論の要旨は、小山工場の天理教に就いての、宇野君の見解は誤りである。これは決して宗教の利用ではない。決して又工場の當事者が、信ぜざる宗教を人に強いて信ぜしめて居らるるのではないといふので、其の現状の一斑を付け加へて語られた。(以下略)<sup>(13)</sup>

宇野は、この記事の中で、①天理教の女工が、従業員総数九〇〇〇人のうち、僅か三〇〇名に止まり、意外に少ないこと、しかも天理教女工の導入は②移植的であつて、他の女工と全然区別されていることをあげ、「個人の働きぶりや生活の状態と云ふ点から云ふと、他の普通女工に比較して、大いに優れている」として、彼女らの長所と短所を分かりやすく次のように紹介している。<sup>(14)</sup>

すなわち、①従順でよく上長に服従すること、②陰日向なく業務に勉勵すること、③風紀品行の好良なること、④すべて物品を粗末にせざること、⑤物事に不平を云わぬこと、⑥自治的なること、⑦節儉にして浪費せざること、こうした七つの項目を天理教女工の優れた点としてあげ、一般の職工に通有な次のような欠点は之をまったく持たず、工場として使用上、監督上たいへん都合がよいと述べている。

当時の一般女工が持つ欠点について、大阪での救済研究会で、宇野の次に講演した廣池は、次の点を指摘している。すなわち、「元來、前席宇野氏の紡績女工の話にも見えたとほりに、職工女工の心事行為と云ふものは、余程荒んで居るものであつて、一体に自己本位で、我侷で不品行で前借して逃走すると云ふ様な次第であるから、寄宿舎は高塀を廻らし、監獄の様であつて、其の監督は困難で且つ手数と費用とがかかるのである。」<sup>(15)</sup>

ところで、宇野が指摘するような、優れた工員としての特質は、一日にして成るものではなく、この会社のこの問題への取り組みと、教育者としての資質に富む井上半七とその家族の献身的な努力が有機的に結合した成果であつて、その貢献は「没すべからざる重大なものである」と宇野はきわめて高い評価を与えている。廣池も、井上夫妻の献身的な教育ぶりについて次のように言及している。<sup>(16)</sup>

「最初の起りは今から五年程前の事で東京本所区石原町の東京支教会の会長井上半七氏が、家族一同と共に若干の職工を率ゐて同社に入り込み、妻女と娘とは自ら職工の群に入つて模範を示す事とし、一切の飲食、起居、礼節を指導して、井上氏夫妻は全く是等職工の父母となつて其世話をしたので、此の節に至り職工の人数も増加し他教会より事務の援助をして呉れる青年諸氏も集まつて来たので、少々成績を擧げて居る様である。」<sup>(17)</sup>

さらにすすんで、宇野はこうした天理工女の見事な働きぶりや、きちつとした生活態度の形成に、天理教の教義が大きく作用している点に注目している。宇野は、自分の天理教の教義の理解は、廣池博士の受け売りであると断つてはいるが、その内容を簡条書きで簡潔に紹介している。<sup>(18)</sup>

第一に世界は日々進化しているが、現在は進化の途上にあり、この世は不完全だからであるが、最終的には理想の世界(甘露台―黄金郷)に到達するという確信。

第二に、不完全な世を最善の世に進めるためには、「無我の愛」をもって働くという信念。

第三に、個人としては、絶対服従と無我の愛をもって働くことが、生々流転しつつかある因縁の絆を断ち切

る唯一神から付与された人間の活路であるという信念。  
 第四に、この世は神の世界であり、世界の物質は神のものであるから、丁重に取り扱わねばならないというつつしみ。

さらに進んで、こうした教義があればこそ、天理工女は次のような信念を持って仕事に励むことになる  
 見ている。

- ① 人生の将来に生氣潑刺たる希望を持つこと。
- ② 現在の不満足に安如たること。\*安如<sup>19</sup>安らかに落ちて落着いていること。すなわち堪能。
- ③ 犠牲の念を持って職務に従事すること。

だが、こうした利点を持つ一方で、彼らには固有の欠点がある。しかし「短所は、従来彼らが、一般社会から侮蔑されて、<sup>20</sup>てんりんさん」と云へば、馬鹿者か狂者の如く見做された世間の誤解に対する反動と、信仰の一面の影に過ぎぬ」と述べられている。それは所謂<sup>21</sup>信者氣質と呼ばれるもので、その要点は、次のとおりである。

- ① 一般信徒と融和せざること。
- ② 志操堅固にして、容易に説諭に服せざること。
- ③ 病氣の際に医療服薬を拒む傾向。

#### ④ 団結力が強く一人侮辱された場合、直ちに全体が騒ぎを惹起すること。

そして天理教信徒の工員の場合、この傾向がきわめて強く、激しいことが指摘されている。こうした欠点を考慮して、天理教工女は一般工女から区別されて、集団的な宿舍生活を送っている<sup>22</sup>のであり、井上夫妻が親身になって世話をし、正しい生活態度を見につけるように生活をともにしながら、自分の娘のように仕込んでいたのである。家族主義を標榜する生産現場の人事管理としては周到であり、かつ当然の処置といつてよいだろう。

宇野は、この報告の最後の部分で、天理教工女のこうした長短を踏まえたくて、天理教を工場に入れるべきかどうかを検討する。もちろん宇野は、天理教の教義が、労働に強味を持ち、その信者が職工として、一般の無信者や他宗教の信者に比べて、優れた点を持つことを認めているが、しかし、彼らの長所は、「従来社会の各方面に薄く分布されて居つて、未だ確實に其の効力が認められて居なかつた」ものであると指摘する。この指摘は重要である。<sup>19</sup>

「富士瓦斯紡績の小山工場に於ける、此の試験は明らかに、彼らの優良にして、労働者として無一の良資格を有する事を、公然として社会に示したものである。」宇野は、最大級の賛辞を送り、讃岐紡績、そのほかの工場に天理工女を入社させようとする計画がある事にも触れ、自分はこのことは喜ぶべきことであり、一般工場にも進めたいとまでエールを送っている。

結論として、宇野利右衛門は、「天理教が労働者に安心立命を得しめ、彼らの滅亡を救ひて生命の門にまで進ましめる活宗教であると云ふ事を認めたと縮めくり、そして、「将来、此の宗教が教育ある人によ

つて伝へられ、其の暗黒の部分を除き去り、社会からも理解されるに至つたならば、其の力に依つて我が産業界は大なる益を得ることと信ずるのである」と締めくくつてゐる。宇野の結論は、天理教を労働問題の解決に利用することは、「宗教を国民の精神修養に利用するのと等しく、利益こそあれ、害のない利用である」とまで述べている。<sup>(20)</sup>

##### 五、体制に対する脅威の意味——良民の暮らしの視点

工場レベルでの解決策のみならず、この問題全体を当時の社会的脈絡の中で、廣池はどのように捉えていたのか。第一の視点は、すでに触れたように、労働問題を当時の社会体制に対する脅威と見る視点である。大正五年に増補改定された『日本憲法淵源論』（初版は明治四十二年）で、廣池は、次のように述べる。すなわち、労働問題が、当時の緊急なる社会問題であり、放置すれば米騒動などの問題と一緒にたつて、階級対立を深刻化させ、社会革命の引き金になる恐れがあるという懸念である。付録の年表を一瞥すればすぐ分かるように、大正年間には、労働争議と米騒動が頻発した時代だったのである。こうした歴史的背景が理解できて初めて、労働問題が社会革命の引き金になるという人々の切羽つまつた意識が理解されると思う。

「然るに今や欧州大乱（第一次世界大戦、一九一四—一九一八年、筆者注）の影響は近日直接に我国に波及して遂に外に向つては西比利亞（シベリア）出兵の已むを得ざる事情に立ち至り、内に於いては物価の暴騰に關して人心の安定を失ひ、真に吾人国民の一大覚醒を要すべき時機と為れり、蓋し我国目下の状態は、欧州の危険思想隠暗の間に漲溢し、軽率不真面目なる学者、政治家等に在りては公然デモクラテイズムとソーシアリズムとの思想を高潮し、社会問題殊に労働問題に關しては、物価暴騰の影響に伴ひ、俄に險惡の度を加へ來たり、危機日一日より甚だしき有様と為れり、若し此儘にして放置せんか、他日由々しき階級戦争の端を啓き、仮令露國の如き国家社会の崩壊を來たさずとするも、真面目なる良民に於て蒙る所の損害はいかばかりなるや計るべからず、（以下略）」<sup>(21)</sup>

革命による社会体制の急激な変化は、すでに触れたように、社会を構成する多数の良民の生活を、塗炭の苦しみに陥れる。したがつて社会の急激な変化をもたらす革命は回避されるべきであり、社会は漸進的に改善して進むべきであると廣池は考える。こうした立場は、『中津歴史』（明治二十三年十二月）以来一貫したものであり、『皇室野史』（明治二十六年）や、すでに引用した『日本憲法淵源論』にもはっきりと読み取れる見解である。

すなわち廣池の郷里の歴史を描いた『中津歴史』（一八八二年）には、天保や天明の飢饉、ならびに天災についての資料が欠落しているという廣池自身の指摘がある。こうした資料が地方史に不可欠であるとする理由は、そうした危機、あるいは社会が激しく転換する際に、一般良民の暮らしがどんな状態にあつたかを知ることが、歴史研究上、きわめて重要だからである。社会のよしあしの判断は、多数を占める一般大衆の生活の水準や内容にあるととらえるからなのである。<sup>(22)</sup>

『皇室野史』においても、社会の統治の良否は、農村に課せられる賦役や租税の軽重、そして刑罰の過酷さの度合いを用途として評価するべきであるとされている。なぜなら、この二つの尺度は、米作り経済の段



階での良民の暮らしの良否を判定する指標だからである。歴史は何よりも、社会の多数を占める良民の暮らしぶりの推移に注意をはらうべきなのであるというこの歴史観は、労働者階級が歴史の担い手であるとするマルクスの歴史観とも、あるいは柳田國男が唱える「常民」の歴史とも異なるものであり、廣池独自の見解である。<sup>(23)</sup>

社会の平和や統合がとりわけ良民にとって必要であるのは、彼らが安心して暮らせるかどうかは、社会の安寧秩序にかかっていること、戦争や戦乱は、結果として過酷な賦役や重税を人々に強いるから回避されるべきである。その反対に社会の平和は、経済を活発化させ、生活必需品を社会の隅々にまで過不及なく流通させ、人々の暮らしの安定に役立つから善なのである。

## 六、労働問題の沿革と当時の取り組み

### (一) 労働問題の沿革

労働問題についての廣池千九郎の最初のまとまった論説は、「道の友」の要請にしたがって筆を執った論説「労働問題に対する天理教の教理と実際」に見られる。この論説の最初の部分で、このテーマを扱うのは、今回が初めてではなく、二年ほど前に神戸商工で行った講演ですでにとりあげたことがあると断っている。まず最初に、労働問題についての一般的な紹介がある。

「労働問題 (Labor question) という事は、古くから一体に資本家と労働者との利害関係の衝突から起

る處のものであつて、此争議は何の地にも存在して居つたが、然し今日の所謂労働問題といふ組織的、科学的乃至法律的に其の形を現してきたものは、凡そ十八世紀の中頃から以後のことと云ふて宜しいかと思はれます。…(中略)…然して学者—主として経済学者並びに法律学者の一部分及び政治家の間にて、此の両者の利害上の争議を如何に解決したならば円満に解決が就くであらうかと云ふことについて、研究を加へて居るのが即ち所謂労働問題であります。」<sup>(24)</sup>

すなわち、フランス革命を契機とする政治思想の变革や科学の進歩、機械の発明、輸送手段の発達、大工場システムの出現などが、重々無尽に重なってイギリスの産業革命をもたらしたのである。それがヨーロッパ全体に伝播して、産業を大きく変化させ、多数の工場労働者を輩出し、貧富の格差を生じることになった。教育が進み、労働者がこのことを次第に自覚するようになると、資本家とのあいだに激しい利害対立が起こって、階級間の対立(闘争)が激化した。

廣池によれば、もともと労働組合の原型は、道徳的、技術的なもので、製造上、営業上の便宜を図るために生じたものだが、十八世紀に生じた労働組合はそれとは性格を異にする。すなわち、労働者が団結して、資本主義、資本家階級に対抗して、その利権を完うしようとする目的を持つ。その対抗手段は、暴力的であり、工場封鎖、ストライキ、ボイコットなどにあるとする。しかも二十世紀のはじめにはサンディカルズム (Sandicalism) という危険な動きが生じている。廣池はこの運動に注意を払い、「政治経済根本主義」という訳語まで当てて危険性を指摘する。すなわち、このサンディカルズムは、「純然たる社会主義が労働問題の仮面を被つて起こつたと云ふても宜しいもので、…西曆一八九四年佛国の労働組合が総同盟罷工

(General Strike) を承認するに至つて「新たな(政治的社会的)意義が生じたもの(25)である。

当時の日本社会の統治(ガバナンス)の上で問題となるのは、この運動が、労働組合を政治的、社会的組織の中心的な勢力に仕立て上げ、ゼネストなどの直接的行動によって当時の政治組織、社会組織を転覆し、無政府状態を作り上げることを目的としているからである。ゼネストが国民生活を麻痺状態に陥れることは、フランスで勃発した革命ですでに経験済みのことだったのである。

こうした労働側の手段に対抗して、資本家側は、カルテルを結んで対抗し、更には、工場閉鎖(ロックアウト)や、従業員の一部解雇、問題のある従業員をブラックリストに載せて経営者側で情報を交換して、問題のある人物を産業から排除するなど、強硬な手段に訴えた。こうして両者の感情、利害の対立はますます深刻度を増し、一触即発、革命の瀬戸際にまで達しているという認識なのである。

## (二)二つの解決法——権利主義と道徳主義

労働問題に対する解決法は、当時欧米を中心に、①道徳に訴えて解決を図る権利主義と、②宗教家や博愛家が計画する専ら道徳によって問題を解決しようとする道徳主義の二つが主流を占めていた。前者は、経済学や法律学、社会学などの学問の原則に立つて両者の利害の調停をはかるもので、それぞれの側が、自己防衛のために、対策を講じ解決策を模索している。もちろん労使双方の努力と平行し学者経世家の独立的研究もあり、また、政府も問題解決のために立法処置(労働法関連)などの法律的な干渉を行っている。民間でも社会政策学会が解決策のための研究に取り組んでいる(26)。

廣池によれば、まず、権利主義はフランス革命に見られるように、平民階級が多数の貴族を殺戮し、次には平民中から指揮を取ったものがその平民の上に立つて貴族となり、またそれを平民が殺戮するというような、血で血を洗う権力闘争が延々と繰り返されることになり、このやり方では、労使の対立抗争に終止符を打つことは到底出来ない(27)とされる。

「そこで、仮令一度今日の資本家側を倒したとて、其の俣では、益々双方の不利益に為つて来て、目の舞はるやうな騒動が世界到る處に起こつて来て、今日の文明幸福が一時に滅亡しかくるやうな日が来るかも知れません。つまり、個人主義、社会主義、法律思想、権利思想では、決して将来労働者の幸福を増進し得るものではないものと考へます。況や資本家側をや(27)」

労働問題の解決は双方が、正義を標準として権利主義の立場から、どのように解決策を講じてみたところで、自ずから限界があり、結局、「多少道徳主義、宗教思想を法律に加味せねば、何事も成就するものではない」と理論を先に進める。当時成立を見た工場法や職工組合法などの労働法制は、政府当事者の便宜のために作られたもので、労働者や資本家がこれを盾として相争うようなことでは、本末転倒であり、事業の終局の進歩発達は望めない(28)とまで述べている。

当時の労働者の精神上、生活上の苦痛は、今日と比較してよほど酷いものであった。彼らのこの苦痛と資本家側の精神的不安を早急に除き去るには、どうすればよいのか。廣池が問題の前提に据えるのは、日本と欧米の国家組織、すなわち国体の違いである。日本の国家組織は、「全然欧米各国と異なつて居り、従つて人情、風俗習慣より古来の制度が全然、家族的道徳的に発達して来て居るのであるから、欧米の職工組合式

では、私は到底円満に職工を育ててゆく事は出来ぬものと考へて居るのであります。」と自己の見解を敷衍する。<sup>(29)</sup>

廣池が念頭に置く当時の国家組織は、家族の延長であり、国家もまた拡大した家族と見る家族国家観である。労使の関係もまた家族主義的、温情主義的な協調的關係の形成によって深刻な解決を回避することを目指している。こうした方策を取る理由としては、日本の当時の職工たちには西欧の影響は、まだそれほど進んではおらず、当時は道德主義の立場からいろいろな試行錯誤が行われていたと見ているからである。具体的事例としては、当時先進的な家族主義経営の見本として、キリスト教の精神に立つ武藤山治の鐘紡の取り組みが世間の注目を浴びていた。しかし廣池はそれにはまったく言及せず、自らの友人の一人が関与する、古河日光精銅所の事例を紹介している。

「私の友人に鈴木恒三郎といふ人がありまして、古河家の足尾銅山の産出にかかる銅を精製する、日光精銅所の所長を致して居りましたが、大いに温情主義に依つて職工を愛護したのであります。即ち職工の俸給手当を高める事は勿論の事、其の上に講演場を開きて職工の知識を開発し、酒保並びに売店を会社内に設けて廉価に日用品を職工に供給し、工場の建築物に職工の衛生上の設備をなし、娯楽場を始め読書室、撃劍柔道の道場迄建築し、元自分の師匠であつたところの山田小太郎氏と称して非常に人格の高い教育者を招聘して徒弟学校の主任となし、自らも山田氏に対し、旧師に仕ふるの礼を以つて師恩の大なる事を示し、之れが為めに職工は鈴木氏に対し、天使のごとく敬慕してをりました。(以下略)<sup>(30)</sup>」

ここで述べられている温情主義に基づく施策は、主に給与面の改善、衛生設備の充実、物的娯楽施設の整備など、物質的救済を中心とするものであった。だが、こうした施策が有効に機能するには、会社側が支払ったこれまでの苦勞や努力が工員側に理解され、それを「ありがたい」と感謝する気持ちが培われていなければならぬ。さもなければ、それらの物質的努力はすべて無駄になると懸念する。当時の多くの日本の工場では、精神的救済を欠く物質的救済が多く見られ、「いよいよ得て、いよいよ得んとする」気持ちを工員側に強めることとなり、要求心のみが増大することとなり、最も回避しなかったストライキという最悪の事態に落ち入ることも少なくなかった。そうした畏に落ち込むことを避けるためには、物質的救済に、精神的救済が伴わなければならないのであり、日光精銅所の鈴木氏が、山田氏を態々招聘したのも、工員一人一人の精神にそうした感謝の気持ち、物質救済を恃む心を滅却させて、自立心を養うことを目的としていたからなのである。

### (三) 道德主義的解決法の限界とその克服

ところで、当時日本で行われていた解決策の主流を占めていた道德主義による解決法は次のような限界を持っていた。まず、欧米における取り組みとしては、英国のロバート・オーエン (Robert Owen, 1771-1858) の事例が紹介されている。また職工保護についての研究者の数も枚挙に遑がないくらい多数に上るが、こうした方策は、煎じ詰めれば、同情心からひたすら職工の保護を計ろうとするものばかりで、「その究極は多く職工の保護に偏して、社会主義的傾向を帯びぬものはないやうである」とまで云われている。<sup>(31)</sup>つまり、これらのものは、どれも労働者階級という社会の一部の階級の利益のみを目的とする政策であつ

て、煎じ詰めれば、個人の創意工夫よりも、結果の平等を重視する考え方である。だが、労働問題のような社会問題の解決は、影響を被る国民すべて、すなわち資本家も官僚も、企業家も農民も労働者も含めて、すべての階級の利益を勘案したバランスのとれた解決策でなければならぬ苦難なのである。

第二の問題点は、経済学者、法律学者たち、並びに職工組合方面の人々が、道徳主義による解決法をまったく無効であると断定して顧みないことである。その理由として、次の三つの事項が挙げられている。<sup>(32)</sup>

第一に感情を以て資本主義と労働者とを調和させることは、その中間に立つ会社社員では、十分にその任を尽くすことができないこと。(ここでいう中間に立つ会社社員とは、会社の支配人や資本を持たない専門経営者の事である。筆者注)

第二に、たとえ鈴木恒三郎氏のようなすばらしい人物が十分に責任を果たしたとしても、その効果の持続はその人一代もしくはその人の在任中だけにとどまり、人格的な影響力は年月とともに消滅してしまう。残るのは形骸化した制度のみとなること。

第三に、今日の企業家は資本主義であつて、経済の原則に従つて富の増進を計るほか、道徳を顧慮する<sup>(33)</sup> 意などない。

こうして経済界、法律界でも、道徳主義・宗教主義の解決法には、まったく重きが置かれておらず、労使双方ともこの解決法をまったく気にかけていないのが当時の実情であつた。

道徳主義の第三の問題点は、道徳主義が、資本家階級の横暴に対して、それを阻止し、あるいは制裁を加える手段を持たないことである以上、権利義務の観念で、法に訴えて資本家の暴力に対抗する以外に途はないとする考え方である。<sup>(33)</sup>

だが、こうした道徳主義に内在する限界を克服するには、もう一つ別の途がある。すなわち道徳主義の解決法が次のような条件を満たすならば、人々を納得させ、有効な問題解決をもたらす強い力を持つとされる。

「然しながら、道徳主義の解決法にても、若し其の理論の基礎が科学的合理的であり、其の理論が痛切にして人心の機微を穿ち、又普遍的性質を帯びて、智愚上下何れの方面に向かつても民衆的自覚を促す強き力を有し、其の目的方法が道徳的組織的であつて、而してその理論目的方法の全部が皆時代の要求に伴ふものであつたならば、仮令一寸外部から接触しただけでは、その性質が判からぬ為<sup>(34)</sup>に重きをおかれぬやうなことが有るにしても、追ひ追ひにその理論と実際との真相に触るるに従つて、成る程と感心して下さるやうにならうかと考へます。」

道徳主義が十分な成果を挙げて、労働者の待遇を改善するのに役立つかどうかは、その監督の任に当たる人物の人格が重要な要因であるが、しかしながらその人格の影響力は限定されたものであり、道徳主義の効果を持続するためには、教理自体の持つ力がきわめて重要であるという。教理という理論の重要性ついて、廣池は更に次のように述べる。

「宗教的<sup>(35)</sup>道徳的<sup>(36)</sup>事業に於いては、人格感化の力は最大要素であれど、然し単に人格の力のみにて発展せしものは、前記のごとくに、其の人格の消滅と共に、其の人格の範囲内に於ける徳化力の色彩も薄くな

つて、<sup>(35)</sup> 竟にはまったく消滅するやうになるものであるから、其の理論そのものの性質が、自然と民衆的自覚を促す強き力を持つて居るものでなければ、斯ういふ労働問題などに役立つものではない。此の点に於いて、天理教の教理は、大いに古来の倫理道德宗教等すべての教えに比して優秀なる点がある<sup>(36)</sup> あります。」

#### 七、モラルサイエンス——新道德主義の科学的基盤

天理教教理に基づく道德主義の解決法が、労働問題の解決に実際に効力を發揮するには、天啓にもとづく教理が民衆の支持を得て、民衆の自覚を促す強い力を持つことが必要である。そのためには、教理自体が次のような要件を満たしていること、即ち一般化され、普遍化されていることが必要である<sup>(36)</sup>。

第一に（天啓に基づく）天理教の教理が科学の理論に一致すること。

第二に、長い人類の経験や歴史から見てその内容が合理的であること。

第三に、社会人類の不平等の自覚を合理的に説明すること。（この条件が労働問題解決の第一根本義。）

第四に、道德的因果律。すなわち善心善行のものは、仮令一時不利益を被るとも最後の勝利を得、且つその幸福は子孫にまで及ぶこと。反対に悪心悪行は、一時的に利益をもたらすことがあっても、結局、衰退滅亡に傾き、自己の僥倖を子孫にまで残す事は出来ないとする因果律の存在。

この四つの条件は、個別宗教の成立根拠である天啓が、真正のものであって、その天啓を根拠にした教義なり教理が、一般の人々が受容でき、社会を突き動かし進化させる強力な原動力を持つための条件であると

見てよい。もちろん天啓が真正かどうかという問題にとつて第一の試金石は、天啓を受ける人物の普段の精神作用と行為が卓越していて、無我であり慈悲に富むというレベルにまで達していることが絶対的に必要な条件である事はいうまでもない<sup>(37)</sup>。

全国で講演活動を展開し、多くの天理教徒が働く工場を訪問した廣池千九郎は、当時、そこで行われていた德育の実態を多数目にする機会に恵まれていたはずである。当時の日本国内の工場では、仏教の抜苦与樂の精神で工員の精神開発を計るところもあれば、たとえば鐘紡のように、キリスト教の愛の精神で職工救済に取り組むところもあった。また、富士瓦斯紡績や東洋紡績のように、天理教の信徒を職工として一部分にせよ、雇うところもあつた。当時、日本では、信仰の自由は明治憲法によって保障されていたから、どの宗教的価値に立脚して職工の精神開発に取り組むかは、工場ごとに異なっていて当然である。廣池が特に強調するのは、こうした一般的な德育の上に、更に深い宗教的な自覚を生む德育が職工の幸福実現にとつて特に必要だということである。この点について廣池は次のように述べる。

「一般的德育の施設は行はるけれども此上に、も一つの本当の宗教心を社員や職工に持たす事は極めて必要なことであると考へます。即ち社員や職工に対する宗教学者の方法と申しますと、仏教、天理教等のいろいろな宗教家を工場の内につれて来て、右の一般的な德育の外に各自に其宗教の教義を講義せしめる事は必要なことであります。…（中略）…宗教の信仰心のない奴は之を善人とすることは出来ないけれども、工場側で真面目に尽力せられ、且各宗を平等に之を各工場に入る様にしたいため御座います。」

而して其効果につきましては、之を各宗の自由競争に任せて置いて差支へないと考へます、(以下略)<sup>(37)</sup>」

当時、無知蒙昧であると考えられていた工員たちに、一体何をどのように教えればいいのか。その問題を考へるのは、二つのポイントがあるように思う。德育は普通の人間を対象とする(宗教的価値導入の)教育であるから、当時の知識人が妥当と考える様な内容でなければならぬこと。それはすでに述べた。教育を実際に行つて効果を挙げるには、更に次の二つの条件が必要であると考へられている。

第一は、職場で仕事をを行う工員たちに、その教理を体系的に教え込む教師が、きちつと養成されて揃つているかどうかという条件である。ここでの德育を行う教師に関して、どの宗派に属すかが重要なのではなくて、その人物の心の中に一つの神仏に対する熱烈なる信仰心があるかどうか重要なのである。<sup>(38)</sup>

第二に、企業は営利組織であるので、コストや手間がどれだけかかるかという問題。その費用が、企業にとつて必要経費と認められるもので、しかも十分に負担できるかどうかとも実際上問題になる。廣池千九郎はこうした点に関して次のように述べている。

「道德教育に対する費用は、別に大して必要ではないので、例へば、二、三万の職工を使用する大会社にあつては、会社内に教育課又は職工課の一课を設けて事務員を置き、学力、経験、人格の具備せる相当の教育主任と、教育者数名とを置き、他は聯合して講師を置くのです、しかも其の一カ年の経費は僅々数千円を出でないであります、(以下略)<sup>(39)</sup>」

こうした教育に対する出費を惜しんだ結果、労働者の不満が爆発してストライキが起これば、一カ年の損失は年間六〇万円にも上ることになり、「その利子だけでも永久に其の会社の職工に対する道德教育費を填めて余りありません。経済家かえつて経済に迂なものでありますから、かう云ふ事には能く反省してもらひたいのであります。」と道德教育への出費が経済的にも合理的であり、必要不可欠であると述べている。<sup>(40)</sup>

さらにこの費用がもたらす効果については、第一に会社の事業の土台作りに役立つこと、第二に資本家の一身一家の安全の基礎となること、第三に、職工それ自身の生涯の土台の形成に役立ち、そして最後に、<sup>(41)</sup> 人類の繁栄幸福に資する文化事業となると、三つの点を挙げています。

労働問題に関する、道德主義的な解決法が有効でないもつとも大きな理由は、道德主義が横暴なる資本家の行動にブレーキをかける力を持たず、またそうした行為に制裁を加える手段を持たないからであった。この点について、廣池は、男女職工に適切な道德教育をほどこさない会社に対して、青年男女を送らない約束(一種の社会契約)を結ぶ地方が現れて来つつあり、こうした社会の動きを悟つて、すべての従業員に道德教育を施すようにすることが、自家の幸福と事業の繁栄につながる事を自覚することが大事であると、資本家側に警鐘を鳴らしている。

また、当時の県レベルにおけるこうした動きと並んで大切なことは、たとえ会社が德育を工場内に導入しても、それを聞か聞かないかを従業員の自由に任せていたのでは、せつかくの会社の努力も効果を挙げる事が出来ないから、場合によっては、法律を作つて德育を強制的に受ける様にすることも必要になると述べている。

「各会社は須らく速やかに、大いに秩序系統ある道德教育を会社の一事業として工場内に施工し、一方又、政府は之を民間営利会社の自由施設にのみ放任せず、法律を以て強制するの政策をとる必要があります。」<sup>(42)</sup>

工場法の議論が盛んになり、その成立が時間の問題になっていた当時の状況で、廣池はトレードユニオン(Trade Union、労働組合)を許容することが今後明らかな事実であるとすれば、「道德教育の必要は実に実に焦眉の急であつて、且つ国利民福上、真に必要な事に属する者と存せられます。」と述べている。

#### 八、精神的科学的管理法の課題

周知のように、フレデリック・テラー(Frederic Taylor, 1856-1915)が二十世紀初頭のアメリカ産業ばかりか、経済体制を越えて工場の科学的合理化に貢献したことはよく知られている。テラーは、動作時間研究という、工学的な方法を用いて、多様な熟練(Skill)の中から最も無駄のない最速最善の仕事のやり方(one best way)を標準として確立し、それに従って能率よく仕事を進めていくために必要とされる近代的経営システムを確立した。だが、テラーがこの優れた経営法を実際に工場に導入しようとしたときに問題が生じた。このやり方に従って、正しく仕事を行いさえすれば、工員たちは三〇パーセントから一〇〇パーセント多くの賃金がもらえ、経営側も産出増加と収益の増加、そして消費者や顧客は高品質で低価格の製品を多数手に入れることが出来て、社会も潤うはずであった(三方善、すべてのステークホルダーが等しく

利益に与ることの出来る状態)。ところが、この経営法に反対したグループがいた。ウォータータウン兵器廠の労働組合であり、そのためにテラーはアメリカ議会の公聴会に呼び出され、証言する羽目になった。<sup>(43)</sup>

ドラッカーは、この間の事情を次のように説明する。すなわち、テラーの科学的管理法が、世界的な規模で産業合理化に大きく貢献したにもかかわらず不評だった最大の理由は、労働組合が、テラーを激しく攻撃したからである。彼らは、テラーを経営者寄り、あるいは反組合的と見て反対したわけではない。

組合にとつて、テラーの犯した許しがたい罪は、彼が物を作ったり運んだりすることに、技能などというものは存在せず、彼の方式で訓練を受けた労働者がなんなくそれをこなせると公言して憚らなかつたからだ。一九一一年、当時の労働組合、なかでも造幣廠と造船所の組合は、世間から尊敬され、技能(熟練)を独占する集団だった。その力の源泉は、徒弟制度の統制を一手に収めていたからである。原則として、徒弟には組合員の関係者しか入れなかつたし、当時造幣廠や造船所の熟練工は、医者よりも高い、非常に高給を取っていた。テラーがいう「一級の労働者」が期待しうる三倍の給料を支払われていた。したがって技能と熟練の神秘性を否定したテラーが、破壊を企てる悪性の異端として、彼ら「労働貴族」たちの怒りを買ったのは当然であった。<sup>(44)</sup> 組合は自己の階級の利益のみを見て、意思決定をするのであり、労働者は社会全体を構成する階級の一部であることをほとんど考慮しない。

テラーは、自分の提唱する管理法がアメリカ社会に受け入れられ、浸透していくには「義務の革命」が必要であると述べている。すなわち、動作時間研究やワン・ベスト・ウェイとしての標準、変率出来高払い制度や機能的職長制度など、彼の提唱する経営法の個々のコンポーネントを導入することは、決して困難な課題ではない。だが、科学的管理法が、生きて工場で働くには、労使双方に次のような義務の革命が必要と

されるのである。すなわち、科学的研究の結果として解明された法則にしたがって、自己の割り当てられた仕事を忠実に遂行することが、自己の義務であり、社会のためになると双方が心底から考えるようにならなければならない。そのためには精神革命が必要であると<sup>(45)</sup>。重要なのは、テーラーのこうした社会経済全体を視野に入れた、経営の捉え方である。

そしてこの経営方式が全米の企業に浸透していくには、二つの世界大戦において、効率よく高品質の軍需品を前線に届けなければならないという、切迫した社会的要請を俟たねばならなかった。

廣池がテーラーの科学的管理法に言及しているのは、二つの論説においてである。一つは、「富豪、資本家、会社商店の経営者、重役、高級職員各位並びに官憲に稟告」(大正七年、一九一八年)であり、もう一つは「労働問題とモラルサイエンス」(大正八年、一九一九年)である。前者は、当時の政界のリーダーや政府高級官僚、富豪や資本家などを対象とした建白書であり、後者はもう少し広い範囲の識者を想定している。すなわち湯島の聖堂に事務局を置く斯道会の啓蒙雑誌に投稿した論説であるが、これら二つの論説の内容はかなり重なる部分が多く、特にテーラーの科学的管理法について言及した箇所はほとんど同じと見てよい。重要であるので、この部分を以下に引用しておく。

「即ち右にくり返しくり返し述べました所は、其の道德原理は已に科学的でありまして、之が施設する方法も亦、組織的でありますし、又、其の申し述べました主旨は、一方、工場、商店を処理して行く上より見ますと、之をテーラー (Frederic Winslow Taylor) 、「グリーンウッド (Arthur Greenwood) 、「ドゥーリー (Horace Bookwalter Drury) 等を初めといまして目下欧州にて盛んに唱導

されて居ります所の工場、商店の形式的科学的管理法に対しては、精神的科学的管理法 (Mental Scientific Management) と称して然る可き者と存じます、それでは将来におきまして、前者と相並<sup>(46)</sup>びまして産業の円満なる発達をなし、人類の平和幸福を増進するものと存じます。」

引用文中の「右に繰り返し述べました」とあるのは、「労働問題とモラルサイエンス」において、廣池の提唱する道德主義の解決法が、当時最新の科学にもとづくもので、合理的であるということを用いる。人間協働の精神を実現するために、テーラーの科学的管理法が最終的に要請したのは、見えざる客観法則(自然科学の原理、法則)を皆が認め、そうして共通の信念に依拠しつつ、標準にしたがって厳密に自己を統制しながら仕事をやっていくこと、強い実業の精神である。この協働精神のあり方は、国により地域により、時代により異なる。では、廣池が自己の提唱する道德主義の解決法を、科学的管理法と対比させて、精神的科学的管理法と呼んだのには、どのような意味が込められているのだろうか。

テーラーは工場には多数の熟練が並存することを認め、それを動作時間研究によって科学的に調査・研究し、その上で一つの系列として標準—ワン・ベスト・ウェイとして確定した。廣池の場合も、それと同じように、精神開発におけるワン・ベスト・ウェイを探索し、確立しようとしたのではないだろうか。実際の工場では、異なつたいくつかの宗教に基づいて道德教育が工員のために実施されている。それを、自分の目で見て、実際に調べ、自分でもやってみた上で、組織的に体系化し、最終的に一つの標準にまで高めようとしたのではないだろうか。

道德教育のシステムを工場にいかに入導するかという問題意識や、それを確かめる視点は、すでに大正中



期に書かれた論説や記事に見ることができ。そうした問題に取り組んだのは、西欧思想、なかでも個人主義や民主主義という理念が、日本社会という西欧社会とは異なる土壌の中に、無反省に、つまり十分吟味されずに、どんどん取り入れられている。このことに、危機感を抱いたからではなかったのだろうか。当然、それまでであった日本社会やそれを支える個人の道徳的美点は失われ、西欧的な自我の主張ばかりが前面に出てくるようになる。

無責任な権利の主張のみをおおるこうした傾向に対して、「軽率不真面目なる学者、政治家」という厳しい叱責の言葉さえ見えている（『日本憲法淵源論』再刊の辞）。こうした浮ついた社会的風潮の中で、ばらばらになろうとしている伝統的な共同体の価値観をどのように新たに再編したらよいのか。これこそ、廣池がまともに取り組んだ明治末から大正期にかけてのテーマだったのである。

工場で働く従業員や職員たちが、現実の社会に照らして見て、妥当であり、誰もが体得しなければならぬと思う価値、あるいは行動原則を、身につけることが当時の重要な課題なのである。その内容は『日本憲法淵源論』の感化救済の原理の中に、次のように簡潔に述べられている。<sup>(47)</sup>

第一に、天祖が自ら実践躬行して体得した「慈悲寛大自己反省」の心事・行為を訓育の基礎と為すこと。この教訓は、廣池が天理中学や、富士瓦斯紡績小山工場ほかの工場で実際に教化の事業に従事した際に生徒や工員たちを与えた教訓である。

第二に、とりわけ富士瓦斯紡績小山工場で、職工道徳の一大原則として掲げた「忠誠努力而不要求」という格言である。

第三は、これらの主義、原則に「順応同化」し、「絶対服従」していくことである。

こうして、職場で働く人々、経営者も、幹部職員も、工場の職工も等しく遵守すべき標準が次第に確定されていくのである。最近では法律遵守、コンプライアンスということがいわれているが、経済を中心とする人間の実生活にとって、誰もが従うべき標準としての道徳が、学問的に模索されることになった。その内容は、一九二八年に出版された『道徳科学の論文』を俟つことになる。

結局、労働問題を通して、廣池が追及したのは、エルトン・メーヨーが有名なホーソンリサーチを行う際にずっと念頭に置いていた、『人間協働精神の喪失』と同じ種類の問題であり、資本主義体制下での過度の個人主義に基づく諸施策が、人間の社会的存在としての側面を崩壊させる危険性をはらんでいるというものだったのである。<sup>(48)</sup> 廣池は、こうして大正期の労働問題へのかかわりを通して、日々渾身の努力を積み重ねていくのだが、その時に目指されていたのは、成員すべての力が中心に向かって収斂する「一心同体の団体」あるいは組織の形成であった。こうした新時代の集団並びに組織にとって、道徳的リーダーシップがもちろん不可欠の要件であることはいままでもない。低く、優しく、りんとした勇気と謙虚さを兼ね備えたリーダーの徳である。

「近世における自由平等並に個人主義、社会主義が、今日の科学と相容れざることは前既に説く所の如し、而して今日發達せる科学上の理論に徴し、又古來東西の史実に徴するときは、萬有皆各中心点を有し、之に向かつて集中す。たとへば手近く例するに、一の林檎は、其肉、皮、纖維、皆其核を中心として、之に向つて組織せらるるを見るべし、人事亦皆然り、家族の如きも、母系親時代には母を主人として之に集中し、父系親時代の今日は、父を主人として之に集中す、若し此の規則を破るものある時は其

の家は繁昌せず、工場、会社、商店、官衙、<sup>かんが</sup>学校其他団体の組織、悉く此の規則を離るるを得ず、此故に、官吏教師会社員其他職工の何たるを論ぜず、自我を没却して、自己の意見主義主張を抛棄し、慈悲至誠無我を以て、主人の利益と名譽との為に貢献する精神を有するものならでは、今後の社会に在りては用を為さず、<sup>(49)</sup>〔以下略〕

リーダーの道徳性が資本の多寡、最新技術の有無以上に大切であるとの認識については、次の資料が重要である。

「たとへば彼の豊富多大なる資本と、該博斬新の知識とを以て起る所の会社の内、或は倒れ、或は栄ゆるものあるを見るに、皆一に其の主人側の道徳的の如何によるものなり、会社の主動者たる主人側にして、道義の精神を缺かば、其集る所の者皆道義的ならず、職員、職工、皆人心解體して、四分五裂の結果は、倒産の外なきなり、

予の年来敬仰する所の同郷の先輩に実業界の巨人あり、其の人となりや、至誠神仏を信じ、至孝親に事へ、慈仁後進の誘掖に努められ、道義の精神甚だ旺盛なり、此人一たび手を下せば、如何なる会社も必ず復活繁栄す、一事以て主人側の道義の力の偉大なることを知るに足らん<sup>(50)</sup>〔以下略〕

そうして一心同体の組織について、更に次のようなビジョンを描いてみせる。すなわち人々が相寄り相助けて、家族のように和氣満々と仕事に励む理想的な職場であり、それは、継続的、持続的な道徳教育によつ

て、成員の高い道徳性が実現された時にはじめて成り立つ、ある種的人格共同体である。その時必要とされるのは、リーダーの卓越した道徳性であり、それを支える部下の道徳性であることは、既に何回も触れたとおりである。<sup>(51)</sup>

注

(1) 廣池は、「皇室野史」において、わが国の政という言葉葉について、本居宣長の説を引用して説明する。その言葉の本来の意味は、奉仕事(マツリゴト)であつて、「それは天の下の臣八十伴緒(オミムラジャソトモヲ)の天皇の大命(オオミコト)を奉(タマ)はりて、各其職を奉仕(ツカエマツ)る、是天下の政なれば也」とのべ、我國の国体が世界列強とひどく異なっている点を指摘する。すなわち、「実に皇室は日本人民の宗家にして、日本人民は専ら皇室の分家たる一大因縁あるによつて也。〔以下略〕」

〔皇室野史〕四四五―四四六頁。そして人民は、三種に分類されるとして、氏族録や延喜式などの記述が引用されている。すなわち神別皇別蕃別という三分類であり、神別は天照大神以前に宗家から別れた子孫のこと、皇別は神武天皇以後の天皇より別れた子孫、そして蕃別は外国人の帰化したものの子孫としている。この宗家から分れた人々が、天皇の命じた事業を正しく行うことが政(まつりごと)

と)であるという理解であり、もちろん一種理念的な見解である。

(2) 廣池千九郎「日本憲法淵源論」緒言、「廣池博士全集IV」、三七九―三八〇頁。

(3) 廣池千九郎「日本憲法淵源論」、「廣池博士全集IV」、五一―四頁。麗澤大学教授井出元は、大正二年から十二年までの足かけ十一年間に、こうした講演会への出講が六八〇カ所、延べ一千百余日に及んでいて、どれだけ廣池がこの問題を重視し、国家社会に対する報恩としてエネルギーを注いでいたかを指摘している。井出元「廣池千九郎の思想と生涯」、一九九八年、三〇六―三二六頁。

(4) 廣池千九郎と中山新治郎の人間的交流を物語る資料としては、「道の友」に掲載された追悼記事がもつともわかりやすいもののように思われる。当時、天啓の教えを元に天理教の教理を編纂する仕事に従事した廣池は、管長の許しを得て、聞き取り調査を行った。教祖の醫咳に接した天理教の高弟たちが車座になつて廣池を取り囲み、質問に矢

継ぎ早に答えていく様子が活写されている。また、おそらく教理の講習会であろう。地方に出向く際、お地場に戻った際には、必ず管長の居宅を訪問して、事細かく連絡、報告を心がけ、問題があればなんでも相談することを厭わなかった。廣池千九郎「血を吐く思い」、「道の友」大正四年一月号、故管長閣下追悼号、一五―二四頁参照。

- (5) 「私は素と法理学の一分科たる歴史法学の専門家でありまして、労働問題の如きは、その研究の主要部分ではありませんが、去る明治四十二年、天理教の教理を感悟して之に入会してから、心機一転して、純学術的から経世的に転じ、且つ天理教信徒の心行為の特に犠牲にあることを看破し、凡そ現代の人類にありても、その教化の方法の如何によりては、能くかくの如き犠牲道徳の人間を作り得ることを実験し、先ず、明治四十三年の春の頃から、次第に天理教会と協力して、種々の困難と戦ひつつ、信徒を工場に入れ、實地に道徳によりて當該問題の解法を成功せしめんとして努力いたしましたのであります。之れが為め、今や富士紡績小山工場、東洋紡績津工場を始めとして、半田、名古屋、其他各地の工場に於て、天理教の信徒より成る男女職工が皆な良好の成績を挙げて居る事は、工業界では廣く知れ渡つて居ることであります」(「労働問題とモラルサイエンス」「斯道」、大正八年五月、一七頁)。

(6) 廣池千九郎「救済の本義と天理教の感化教育法」、「救

済研究」二巻第四号、大正三年四月二十五日、六〇頁。  
(7) 「廣池千九郎総合年譜(二)」財団法人モラロジー研究所研究部、井出元、桜井良樹編、一九八七年、八二―八三頁ならびに一六頁。

- (8) 廣池千九郎「労働問題に対する天理教の教理と実際」、「道の友」大正五年七月号、八頁。  
(9) 廣池千九郎「労働問題に対する天理教の教理と実際」、「道の友」大正五年七月号、一六頁。  
(10) 宇野利右衛門「富士瓦斯紡績小山工場の天理教職工団」、「職工問題資料A一三六」大正三年(「道の友」大正三年八月号、三一頁)。  
(11) 廣池千九郎「救済の本義と天理教の感化教育法」、「救済研究」二巻第四号、大正三年四月二十五日、五九―六一頁。  
(12) 宇野利右衛門「富士瓦斯紡績小山工場の天理教職工団」、前掲論文、三一―三九頁。  
(13) 前掲論文、三六―三七頁。  
(14) 前掲論文、三五―三六頁。  
(15) 廣池千九郎「救済の本義と天理教の感化教育法」、前掲論文、六〇―六一頁。  
(16) 宇野利右衛門「富士瓦斯紡績小山工場の天理教職工団」、前掲論文、三八頁。  
(17) 廣池千九郎「救済の本義と天理教の感化教育法」、前

掲論文、六一頁。

- (18) 宇野利右衛門「富士瓦斯紡績小山工場の天理教職工団」、前掲論文、三六―三七頁。  
(19) 宇野利右衛門「富士瓦斯紡績小山工場の天理教職工団」、前掲論文、三九頁。  
(20) 宇野利右衛門「富士瓦斯紡績小山工場の天理教職工団」、前掲論文、三九頁。  
(21) 廣池千九郎「日本憲法淵源論」再刊の辞、「廣池博士全集IV」、三七九―三八〇頁、大正七年十月。  
(22) 廣池千九郎「中津歴史」、「廣池博士全集I」、二〇―二二頁。  
(23) 柳田國男の「常民」は、海上の道を通つて稲と稲作にまつる祭祀を我が国にもたらし、先住民族を駆逐するよな形で定住した人々が原型となっている。廣池の「良民」は神別皇別番別といわれるような、宗家から分かれたすべての人々を包摂する概念である。  
(24) 廣池千九郎「労働問題に対する天理教の教理と実際」、「道の友」大正五年七月号、九頁。  
(25) 前掲論文、一〇―一一頁。  
(26) 日本に於ける当該問題への取り組みは、きわめて幼稚な段階にあると廣池は述べる。「労働問題に対する天理教の教理と実際」に紹介されているのは、主に関西の二つのグループ、工業教育界の宇野利右衛門と救済事業研究会の

小川滋次郎であり、友愛会の鈴木文治についても短い紹介がなされている。「欧米の職工組合に倣つて、直接職工に接触して、之を開発し、其の各自の権利を自覚せしめ遂に職工組合を設けやうとするもの」というものだが、「然し我国では職工の権利を主張し、非常手段に訴へるやうな事では、その発達は如何であらうか」とコメントしている。

- 廣池千九郎「労働問題に対する天理教の教理と実際」、前掲論文、一六―一七頁。  
(27) 廣池千九郎「労働問題に対する天理教の教理と実際」、前掲論文、一四頁。  
(28) 前掲論文、一四頁。  
(29) 前掲論文、一五頁。  
(30) 前掲論文、一六―一七頁。  
(31) 前掲論文、一七―一八頁。  
(32) 前掲論文、一八頁。  
(33) 前掲論文、一八頁。  
(34) 前掲論文、一九頁。  
(35) 前掲論文、二二頁。  
(36) 前掲論文、一九―二〇頁。  
(37) 廣池千九郎「労働問題とモラルサイエンス」、「斯道」第五九号、大正八年八月、四頁。  
(38) 廣池千九郎「労働問題とモラルサイエンス」、「斯道」第五九号、大正八年七月、八頁。

- (39) 前掲論文、五一―六頁。
- (40) 前掲論文、五頁。
- (41) 前掲論文、六頁。
- (42) 廣池千九郎「労働問題とモラルサイエンス」、「斯道」五七号、大正八年六月、一〇頁。
- (43) F・W・テラー、上野陽一訳「科学的管理法」、下院特別委員会での証言。
- (44) P・F・ドラッカー、上田ほか訳「未来企業」、一一―四―二五頁。
- (45) F・W・テラー「科学的管理法」、前掲邦訳、五一―
- (46) 「労働問題とモラルサイエンス」、前掲論文、六頁。
- (47) 廣池千九郎「日本憲法淵源論」、「廣池博士全集IV」、五〇六―五〇八頁。
- (48) エルトン・メイヨー「アメリカ産業文明における人間問題」序文、一九三三年。
- (49) 廣池千九郎「日本憲法淵源論」、「廣池博士全集IV」、五〇七頁。
- (50) 前掲書、五〇八―五〇九頁。
- (51) 前掲書、五〇六―五〇七頁。

\*この原稿はもともとモラロジー研究所研究部（現道徳科学研究所センター）の定例研究会で昭和六十年頃に発表した数回の報告が元になっている。この年の初めに長女を不慮の病で亡くするという不幸に見舞われた著者は、この報告のことはすっかり忘れていた。この報告を原稿にまとめることをすすめてくださったのは、立木教夫氏（麗澤大学教授）である。締め切りを大幅に過ぎては進まず、作業はつらいものだったが、立木さんが声をかけてくれなければ、この原稿は到底作成できなかったと思う。また、明治、大正期の労働問題に関する廣池千九郎の資料の面では、廣池千九郎記念館副館長の井出元氏（麗澤大学教授）にお世話になった。品性資本定量化開発室の松延秀雄氏は、ややこしい年表の inputs を引き受け何かと支援してくださった。また、同記念館の石川恭二氏は、必要な資料を探し出し、複写して届けてくださった。改めてこのお二人にも御礼を申し上げたい。

表一 廣池千九郎と明治大正期の労働問題

年・年齢	廣池千九郎労働問題関連記事	国内の主要な社会問題	関連事項（国内外）
明治四十年 (一九〇七) 四四歳	一月 三重県津市の三重紡績株式会社に行く。  三月 このころから労働問題の道徳的解決に尽力する。	三二〇 大阪の友禅染職工三〇〇人、賃下げ反対で同盟罷業。 三二二 京都電鉄の運転手・車掌二八〇人、規則改正に反対して同盟罷業。三二七 治安警察法違反で、二人有罪判決。 三七六 新潟県中蒲原郡村松町製糸場白紅館の女工百数十人、賃上げで同盟罷業。四人余拘引される。 三七七 浦賀船渠会社の職工三〇〇人、賃上げで同盟罷業。	日韓併合。
明治四十四年 (一九一一年) 四八歳	二月 学位請求論文「支那古代親族法の研究」を東京帝国大学法科大学に提出する。  一月 三重紡績で講演する。	三二六 岡山の鐘紡花畑分工場女工五〇〇人、賃下げ反対で同盟罷業。 三三六 六月に創立した大阪毎日新聞社の慈善	工場法公布（施行は大正五年）。

<p>明治四五年 (一九一三) 四七歳</p>		<p>病院、貧民施療を開始。 三三三 東京市電の従業員二〇〇人余、市営に合併した旧東京鉄道会社の解散手当分配金を不満として大晦日より元旦夕刻まで同盟罷業（片山潜ら指導）。</p> <p>三二一 京都瓦斯会社の職工、共済会規則の改正に反対して罷業。 三二九 呉海軍工廠で、共済会問題から罷業。 四二二 三万人罷業参加、工廠内大混乱。四二二より検挙開始、一〇〇人余、召喚取調。四九二 一人送検。 三三〇 三重紡績津分工場の職工二〇〇人、罷業。 四三〇 社外船の下級船員二〇〇人余、船主同盟会に賃上げ嘆願。四三三 日本郵船の機関部員、罷業開始。その後各社に罷業拡大。 四三六 社外船水夫同志会、賃上げの団体交渉に入る。 五二五 岐阜県本巣郡西郷村で小作組合を組織、込米撤廃で争議。県下に拡大。 六三六 富山県下新川群生地地の窮民三〇〇人、汽船球陽丸の米積込みを妨害して騒擾。以後、</p>	<p>中華民国成立。</p>
---------------------------------	--	---	----------------

<p>大正二年 (一九一三) 四七歳</p>	<p>三二四 富士瓦斯紡績本社で講演する。 九月 蛟河橋の貧民街の調査をなす。</p>	<p>六三六 川崎の日本蓄音機商会で争議。鈴木文治、従業員から全権を委任され交渉、解決（友愛会の関係した最初の争議）。</p> <p>四二五 石原修（女工と結核）、紡績女工の悲惨な労働と罹病の関係を明らかにし、論議を呼ぶ（掃蕩死亡者の七割が結核死）。 *この年、同盟罷業四七件（参加五三四人）。</p>	
<p>大正二年</p>	<p>二二三 女子労働者の海外移住を禁止する規則に反対する文章を認める。</p>	<p>米騒動県下に拡大。 七三〇 主要新聞、天皇崩御のため九一七まで全頁を黒わくで囲む。 八一 鈴木文治ら、友愛会を結成（日本労働総同盟の前身）。会員二五人（年末三〇人）。</p>	<p>七月 明治天皇崩御。 友愛会成立。</p> <p>内務大臣、三教合同主催。 渋沢栄一ら婦一協会設立。</p>

大正三年  
(一九一四)  
四八歳

- 二二二 富士瓦斯紡績小山工場で講演。
- 二二三 救済研究会のため、大阪府知事官舎にて「救済の本義と天理教の感化救済法」と題して講演する。
- 二二四 大阪府立職工学校において講話。
- 二二五 「救済の本義と天理教の感化救済法」を「救済研究」に掲載する。

- 七二四 三重県津市の東洋紡績工場を視察する。
- 八二二 古河合名会社日光電気精銅所にて講演。

二二五 友愛会、この日現在の正会員三六三人、准会員(女子)一六人(二二二「労働及産業」発刊、三年二月「労働」と改題)。

- 六二〇 東京モスリンの職工二六〇人、賃下げ反対で罷業。六二六 男工四四人、工友会を結成。七二四 幹部三人解雇。交友会員罷業。

大阪紡績と三重紡績が合併して東洋紡績設立。

- 六二七 イタリアで暴動ムツソリーニ扇動。
- 六二八 オーストリア皇太子、セルビア人に暗殺される。
- 七二六 オーストリア、セルビアに宣戦布告(第一次世界大戦始まる)。
- 八二一 ドイツロシアに宣戦布告。
- 八二二 ドイツフランスに宣戦布告。

- 一〇二五 神戸三菱造船所幹部及び事務員一同のために講演する。
- 一〇二六 神戸鉄道院西部管理局の招待で、西管クラブにて講演する。

- 三三八 「天理教の教理及び実際について」を「道の友」第三号に掲載する。
- 三三三 神戸高商において「労働問題に対する天理教の教理と実際」と題して講演する。

- 九二一 兵庫県灘・西宮の酒樽工二〇〇人、賃上げで罷業。警察の説諭で就業。
- 一〇二二 新築開店の三越呉服店に客多数(日本最初の常設エスカレーター、入口の青銅ライオン像評判となる)。

- 一〇二七 海軍用靴製造の大塚工場など四工場職工二四八人、賃上げて三日間罷業。

\*この年、同盟罷業五件(参加七五〇四人)。

- スに宣戦布告。
- 八二四 イギリス、ドイツに宣戦布告。
- 八二五 ドイツロシア軍を撃退。
- 七二六 第一次世界大戦始まる。
- 九二一 マルヌの戦い(仏軍勝利、西部戦線膠着)。
- 一〇二二 ムツソリーニ社会党離脱。

<p>大正五年 (一九一六) 五〇歳</p>	<p>三二六 富士瓦斯紡績小山工場で講演。 三二〇 富士瓦斯紡績小山工場で講演。 三二四、二五 富士瓦斯紡績川崎工場商工会で講演。</p>	<p>六三六 富士瓦斯紡績小山工場における講演の予定を立てる。 七二〇 「日本憲法淵源論」の緒言を認める。 七二五 「労働問題」に対する天理教の教理と実際」を「道の友」に掲載する。 七三三 「労働問題」に対する天理教の教理と実際」が工業教育会から「職工問題資料」A三〇として発行される。 七三三、八三三 富士瓦斯紡績小山工場で教理講習会を行う。 八二四、二〇 富士瓦斯紡績小山工場で、教理講習会を行う。 八三三 富士瓦斯紡績小山工場の天理教教育について各教会に案内、注意を促す。</p>	<p>六二 友愛会婦人部設置（最初の労働組合婦人部）。八二 「友愛婦人」創刊。</p>
<p>大正四年 (一九一五) 四九歳</p>	<p>三三三 大阪府知事大久保利武、感化救済研究会顧問小川滋次郎来訪。 四月 「工業叢書」発行の企画を立てる。</p>	<p>八二五 横浜船渠職工三〇〇人、一友愛会員の解雇に反対して罷業。八二六 鈴木友愛会長の調停で合意。</p>	<p>ルグ参謀総長、ルーデンドルフ参謀次長就任。</p>
<p>大正五年 (一九一六) 五〇歳</p>	<p>八月 沼津の商業学校で講演。 二二二、二四 富士瓦斯紡績小山工場にて講演。 三三八 「富士紡の工女募集、各教会長役員諸氏への依頼」を「道の友」掲載する。</p>	<p>七三三 浦賀トック会社の職工七〇〇人、身元保証規則に対する不満から三日間罷業。 *この年、同盟罷業六四件（参加七五五人）。友愛会、三支部・二分會新設（八月「労働新聞」創刊、「労働及産業」綴込み付録、一六年二月）。</p>	<p>中国に三ヶ条の要求。 五二三 イタリア、オーストリアに宣戦布告。</p>
<p>大正五年 (一九一六) 五〇歳</p>	<p>二二〇、三三 富士瓦斯紡績小山工場に行く。 二二〇 「日本憲法淵源論」を発行する。 三二二 「文明制度調査局設置の儀」を認める。 三二五 東京工業高等学校にて「現代文明と労働者の自覚並びに資本主義に対する覚悟」</p>	<p>八二一 工場法施工。職工二五人以上の工場で、一歳未満者の就業禁止、一五歳未満者と女子の一三時間労働制（五年間は三時間以内の延長を認める）。</p>	<p>工場法施行。（日本）簡易生命保険法公布。（日本） 五二九 ヒンデンブ</p>

<p>大正五年 (一九一六) 五〇歳</p>	<p>三二六 富士瓦斯紡績小山工場で講演。 三二〇 富士瓦斯紡績小山工場で講演。 三二四、二五 富士瓦斯紡績川崎工場商工会で講演。</p>	<p>六二 友愛会婦人部設置（最初の労働組合婦人部）。八二 「友愛婦人」創刊。</p>	<p>ルグ参謀総長、ルーデンドルフ参謀次長就任。</p>
<p>大正四年 (一九一五) 四九歳</p>	<p>三三三 大阪府知事大久保利武、感化救済研究会顧問小川滋次郎来訪。 四月 「工業叢書」発行の企画を立てる。</p>	<p>八二五 横浜船渠職工三〇〇人、一友愛会員の解雇に反対して罷業。八二六 鈴木友愛会長の調停で合意。</p>	<p>中国に三ヶ条の要求。 五二三 イタリア、オーストリアに宣戦布告。</p>
<p>大正五年 (一九一六) 五〇歳</p>	<p>八月 沼津の商業学校で講演。 二二二、二四 富士瓦斯紡績小山工場にて講演。 三三八 「富士紡の工女募集、各教会長役員諸氏への依頼」を「道の友」掲載する。</p>	<p>七三三 浦賀トック会社の職工七〇〇人、身元保証規則に対する不満から三日間罷業。 *この年、同盟罷業六四件（参加七五五人）。友愛会、三支部・二分會新設（八月「労働新聞」創刊、「労働及産業」綴込み付録、一六年二月）。</p>	<p>工場法施行。（日本）簡易生命保険法公布。（日本） 五二九 ヒンデンブ</p>

<p>と題して講演する。 三二九 栃木県小山市の傘十組糸紡績会社に「天然自然の理」と題して講演する。</p>	<p>*この年、同盟罷業二〇八件（参加六三三人）。</p>	<p>金本位制停止。産業組合法改正。国立感化院令公布軍事救護法制定。（日本）</p>
<p>大正六年 (一九一七) 五二歳</p> <p>一四三 三越呉服店子供寄宿舍にて山室軍平と共に講話「人類の幸福文化の由来と将来の方針」を行う。 一四四 富士瓦斯紡績小山西工場にて天理教教理講習会を行う。 一四七 長浜農業学校にて講演。 一五〇 日本海員経済会大阪出張所海員講演会で講演。 一五三 三島在住商業連合組合主催の講演会で講演する。</p>	<p>一四四 池貝鉄工所職工六〇〇人余、二割賃上げなどを要求し罷業、一四七 友愛会調停、一割賃上げ等で解決。 一四八 三田土下ム会社職工三〇〇人余、三割賃上げで罷業、鈴木友愛会長の調整によって二割賃上げで解決。二一七 就業。</p>	<p>三三三 ロシアニコライ二世退位（二月革命）。 四六 アメリカ、ドイツに宣戦布告。</p>

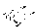
<p>三一九 三越呉服店子供寄宿舍にて講話。 三月 廣池千英、東京帝国大学を卒業して富士瓦斯紡績に入社する。 四二〇 三 富士瓦斯紡績小山西工場で講演会。 四二二 三越呉服店子供寄宿舍で講演。</p> <p>八二六 横須賀鎮守府に永田泰次郎参謀を訪問、海軍工廠で講演する件を交渉する。 二月 「助け一条のお話」を脱稿、緒言を認める。 三三三、三三五 富士瓦斯紡績小山西工場にて講話。</p>	<p>六二八 長崎三菱造船所職工二万人、賃上げで罷業。六二六 解決。 七三三 大阪鉄工所因島工場の職工六〇〇人、三割賃上げを要求し罷業。指導者検束され、敗北。 七二九 富士瓦斯紡績押上工場、職工、四〇〇人賃上げを要求し罷業。鈴木友愛会長の調停。 八三 戦時手当一割支給などで解決。</p> <p>二二四 鶴見の浅野造船所職工六〇〇人、新造船白鹿丸の礼金分配の不平から暴動。 *この年、同盟罷業三六件（参加五七〇九人）。小作争議八五件。</p>	<p>三三三 ロシアニコライ二世退位（二月革命）。 四六 アメリカ、ドイツに宣戦布告。 七三三 ロシア、ケレンスキー内閣。 二一七 ボルシェビキ武装蜂起。ソビエト政権樹立（二月革命）。</p>
<p>大正七年 (一九一八) 五三歳</p>	<p>二二三 浦賀船渠職工六五二人、三割賃上げを要求し罷業。 二二三 警察の調停で解決。</p>	<p>一八八 ウイルソン、十四箇条発表。</p>



<p>大正六年 (一九一七) 五歳</p>	<p>一〇七 鐘紡にて講演。 一〇八 第六高等学校にて講演。 一一五 名古屋紡績に行く。 一二六 東洋紡績本社にて講演。 一三三 大阪府立職工学校にて講演。 一三三 海軍会にて講演。 一三三 「富豪・資本家・会社商店の経営者・重役・高級職員各位並びに官憲に稟告」を発売する。 一三三 神戸商工会議所において労働問題について講演。 一三三 富士瓦斯紡績小山工場に行く。</p>	<p>*この年、労働組合〇七、同盟罷業四七件(参加四七人)。小作争議五件。</p>	<p>二九 ドイツ、労働者武装蜂起。 二二〇 ドイツ・ウイルヘルム二世亡命。 二二一 休戦協定調印。オーストリア、カール皇帝退位。 洪沢栄一ら協調会設立。(日本) 一五 ナチス結成。 友愛会、日本労働総同盟友愛会に改称。 ワイマール共和国憲法採択。 初めての社会権</p>
-------------------------------	---	---	--

<p>五二五 三越呉服店子供寄宿舎にて講演。 六二七 諸井国三郎葬儀に参列し、小山工場信徒代表として弔辞を述べる。 六二六 東京高等師範学校で講演「モラルサイエンスと国民道徳」。 七二五 大阪工業教育会(鉄道倶楽部)にて講演。 七三三 大阪西区女子手芸校及び堀江小学校にて講演。 八二五 大阪市立工業学校にて工業教育会主催の第三回職工取扱者夏期講習会に出席し、「工場従業員の道徳的自覚」と題して講演。 九二五 中野金次郎邸で講演。</p>	<p>五二四 福岡県中鶴炭坑の坑夫二五〇人、賃上げの約束不実行で罷業。 七三三 富山県下新川郡魚津町の漁民妻女ら數十人、米価高騰防止のため米の県外への船積み中止を荷主に要求しようとして海岸に集合。 八二〇 米騒動、名古屋・京都両市に波及。 八二四 全国大・中都市の米騒動絶頂に達する(九二七までに、三三市・三四町・三五村で大衆行動、検挙者数万、起訴七六八人)。 九二四 三井三池万田坑の採炭夫ら、検炭の不満から暴動、軍隊出動して鎮圧。</p>	<p>三三 独ソ、ブレスト・リトファスク条約。</p>
---	---	-----------------------------

<p>原理と現代思想の科学的批判」。</p> <p>五二五 「労働問題とモラルサイエンス」を「斯道」に掲載。</p> <p>五二六 王子の東洋紡績で講演。</p> <p>六〇一 富士瓦斯紡績小山工場に行く。</p> <p>六六九 東洋紡の各工場で講演。</p> <p>六七七 名古屋工場。</p> <p>六八八 知多工場。</p> <p>六八九 四日市工場。</p> <p>六二五 陸軍地方幼年学校。</p> <p>六二七 住友電線製造所(西区御貴島)。</p>	<p>七二五 住友電線。</p> <p>七二九 住友銅所。</p> <p>七二七 東洋紡績三軒茶屋にて講演。</p>	<p>六三六 東京棒給生活者同盟会「サラリーメンスユニオン」発会式。</p> <p>六〇一 賀川豊彦・今井嘉幸ら、大阪に消費組合共益社設立。二〇二二 事業開始。</p> <p>七三〇、六三三 結成の東京の新聞印刷組織組合(革新会)、罷業。七三三 日刊二六社、休刊を宣言。八四 解決。</p> <p>八三三 東京砲兵工廠の職工ら、小石川労働会を結成。賃上げ・八時間労働制などを要求し</p>	<p>(勤労権)の規定。</p> <p>三二二 ムツソリーニ、ファシスト党結成。</p> <p>六二六 ベルサイユ講和条約調印。</p>
<p>大正五年 (一九一六) 五歳</p>	<p>一・一六 富士瓦斯紡績小山工場で講演。</p> <p>一・一七、一八 山形有朋邸で講話。</p> <p>二・三三、三三 大木伯爵主催のモラルサイエンス講習会(華族会館)。</p>	<p>七三〇、六三三 結成の東京の新聞印刷組織組合(革新会)、罷業。七三三 日刊二六社、休刊を宣言。八四 解決。</p> <p>八三三 東京砲兵工廠の職工ら、小石川労働会を結成。賃上げ・八時間労働制などを要求し</p> <p>六二六 大日本鉱山労働者同盟会、足尾銅山の飯場制度撤廃などを要求し罷業。二二二六 同盟会幹部検査され、三三六 解決。</p> <p>三三三 渋沢栄一ら、(財)労使協議会設立。</p> <p>三〇九「社会政策時報」創刊。</p> <p>「争議」五月 大島製鋼・生野高山・奥村電機、六月 永峰セルロイド、七月 石川島造船・横浜船渠・博文館、八月 日本電気、二月 神戸製鋼・大阪砲兵工廠、二月 釜石鉱山。</p> <p>*この年、労働組合八七、同盟罷業五七件(参加三三七人)。小作争議三六件。</p>	<p>二二〇 国際連盟発足(常任理事国は日本、フランス、</p>

<p>大正10年 (一)カ(一) 五五歳</p>		<p>の復職を要求し罷業。三二坑夫三〇〇人、事務所を破壊。五人検査される。      「争議」一月 門司港沖仲仕、二月 大阪鉄工、三月 芝浦製作、三月 東洋紡王子・三越呉服店洋服部。      *労働組合三三、同盟罷業二二件(参加三三三三人)。小作争議〇八件(参加四六五人)。      四三 足尾銅山鉱夫、団結権承認など八要求提出、四八 活動家三七人解雇、組合、怠業・罷業・示威などで対抗。四二八 解決。      四二六 大阪電燈会社争議(以後、藤永田造船・住友電線・住友鑄鋼など阪神地方に団体交渉権要求の争議続発)。      六五 三菱内燃機神戸工場の職工、団体交渉権・増給の嘆願書を提出、争議。七月 川崎造船・三菱造船に拡大、参加三万人余(戦前最大の争議)。七三 川崎争議団、工場管理宣言。七四 軍隊出動、八三 惨敗宣言。      七七 天王寺公会堂で大阪失業者大会。八二 神戸の三菱・川崎両造船所の餓死者、浪人会を結成(この年、不況深刻化)。</p>	<p>職業紹介法公布。(日本) 米穀法制定。(日本)</p>
----------------------------------	---	--	------------------------------------

<p>二・三三 鍋島公爵邸で講話。</p>	<p>四二五 東京市電の交通労働組合員一五〇人余、日給制・八時間労働制などを要求し罷業。解雇者三〇人余、組合側敗北。      五二 日本最初のメーデー、上野公園で開催(日曜)。参加二万人余、治安警察法第七七条撤廃・失業防止・最低賃金法設定の三要求を決議(「聞け万国の労働者」唱われる)。五二六 友愛会・信友会・啓明会などメーデー参加組合、労働組合同盟会を結成。      七二四 富士瓦斯紡績押上工場の友愛会紡織労働員、団結権承認を要求し罷業。七二六 組合側敗北。      一〇二 警視庁特別高等課に労働係新設。      二・五 友愛会東京連合会、東京労働講習所を設立(学校形式の労働者教育の初め)。三六 労働者教育協会を設立。三九二六 日本労働学校開校。      二二五 長崎県香焼炭坑の坑夫、誠首組合員</p>	<p>イギリス、イタリア ア。 三八 ロシア共産党、第一回新経済政策採択。 五五 連合国、ドイツに賠償支払計画受諾を要求。 五二一 ドイツ受諾(三三〇億マルク)。</p>
<p>二・二二 ワシントン</p>		

<p>大正三年 (一九一四) 五七歳</p>		<p>一二 講演「人間の幸福と最高道徳」(八王子薫心会)。</p>	<p>講演を行う。</p>	<p>三三 野田醤油の総同盟系組合員、作業量の引上げ反対など五項目を要求。三二六 二人罷業。四二 学童四〇人盟休。四三 県知事</p>	<p>五二 石川島造船所職工三三〇人、不当解雇者の復帰等を要求して怠業するも、首謀者六人解雇され、五二九 敗北。 六二 賀川豊彦、ベストセラー「死線を越えて」の印税を基金に、大阪北区安治川教会に大阪労働学校開設。 六三 大阪住友伸銅所の伸銅工組合、解雇人員縮小に反対、罷業。七一 惨敗宣言。 七一 水曜会・晩民会・建設者同盟などの社会主義者、日本共産党を非合法に結成。</p>	<p>少年法・矯正院法施行。(日本)</p>	<p>六二六 ドイツ外相ラテナウ暗殺。 一〇三 伊ファシスト政権樹立。 三三〇 ソ連邦成立。</p>
--------------------------------	--	-----------------------------------	---------------	---	--	------------------------	--

<p>大正三年 (一九一四) 五七歳</p>	<p>二八 講話「人間の進化と最高道徳」(東京中田家)。</p>	<p>四一 講演(門司倶楽部)。 四七・六・三〇 朝鮮を巡回講演。テーマは次のとおり。「人心救済の効果」「民族の文化・幸福とその民族性および其の教育・宗教に関する政策」「民族の文化・幸福とその民族性」「婦人の自覚と最高道徳」「親孝行の科学的研究」。 *斎藤実、京城公会堂、朝鮮総督府、愛国婦人会、大分県人会、日出小学校などを訪問し、</p>	<p>三三 大木遠吉、阪谷芳郎、和田豊次、井上準之助主催の講演会を華族会館にて行う。「階級制度の根本原理と労働問題其他切迫せる社会問題、思想問題の徹底的解決法についての純科学的講話」。</p>	<p>三三 大阪・名古屋・八幡などで官業労働者、軍縮に伴う失業救済の大示威。</p>	<p>「争議」三月 園池製作・汽車製造、六月内田造船、七月 神戸製鋼・ダネロップ・台糖、九月 横浜船渠・浅野造船。 *この年、労働組合三〇(三三三二人)、同盟罷業四六件(参加五三三五人)。小作人組合六、争議六〇件(参加一四八八人)。</p>	<p>健康保険法公布。少年法、矯正院法公布。(日本)</p>	<p>二・三 ワシントン軍縮会議。 二・五 国際連盟第一回総会。</p>
--------------------------------	----------------------------------	--	--	--	--	--------------------------------	--

<p>大正三年 (一九一四) 五八歳</p>	<p>五七 前島鉄工所にて講話。 五二四 丸井工場にて講演。 五二四 工場主に対して講話。</p>	<p>解雇反対・退職手当で三・二まで争議。 *この年、労働組合四三(二五五一人)、同盟 罷業二五件(参加三三九五人)。小作人組合二五三 (三三九三人)、小作争議一五七件(参加三四五三 人)。</p>	<p>二〇一 新潟県下の農村で女子の出稼ぎ(女工) 増加、地元青年の結婚難や帰郷女子の都市化 傾向から反対運動おこる(この頃、各地で女 工募集・引抜き激しく問題化)。</p>	<p>メートル法施行。 (日本) 日本フェビアン協 会設立。 一・三 イギリス、 マクドナルド労働 党内閣成立。 四六 伊総選挙ファ シスト党六パーセ ント獲得、大勝利。 六二 伊、社会党 議員ファシスト党 員により拉致殺害。 一〇二 国際連盟総 会、国際紛争の平 和的解決を採択 (ジュネーブ議定</p>
--------------------------------	---	---	---	---

<p>五九 富士瓦斯紡績小山工場へ行く。 六二 小山工場へ行き、社員茶話会に出席す る。 七〇 大木遠吉(伯爵)主催により、華族会 館において最高道徳の講演会を行う。</p>	<p>の調停で妥結。 三三 軍縮のため東京・大阪砲兵工廠職工計 五〇〇人解雇される。 三〇 工場法改正公布「法」(五歳未満適用 を二六歳未満に引上げ、雇用の責任を加重)。 工業労働者最低年齢法公布「法」(二四歳未満 者の就業禁止)、二六・七一 施行。 五三 商船同志会など三海上司厨労働団体、 日本司厨連盟結成。汽車製造会社東京工場争 議、総同盟と反総同盟系の対立激化。 二六 海員組合、日本郵船の諸手当削減に反 対し停船罷業に突入。二・二〇 妥結。 二二五 岸和田・和泉・寺田の三紡績会社で</p>	<p>八月 マルク暴落 (ドル〓五〇万マル ク)。 九二 関東大震災。 死者行方不明者一四 万人。(日本) 二二八 ヒトラー、 クーデターに失敗、 逮捕(ミュンヘン 一揆)。 二二五 マルク最 安値(ドル〓四兆二</p>
---	--	--

<p>大正四年 (一九一五)</p>	<p>三九 鉄道協会にて内国通運会社社長はじめ重役のために講演する。 三二一 丸井工場にて講演する。 この年、長男廣池千英氏、富士瓦斯紡績株式会社を辞め、財団法人労資協調会に入る。</p>	<p>*この年、労働組合四究(三六七人)、同盟罷業五件(参加四九〇人)、小作争議二五三件(参加二五〇人)。</p>	<p>書。</p>
<p>大正昭 (一九一六)</p>			<p>普通選挙法公布、治安維持法公布。(日本)</p>
<p>昭和二年 (一九一七)</p>	<p>『道徳科学の論文』(初版) 出版。</p>		<p>四二六 独ヒンデンブルグ元帥、大統領当選。</p>
<p>昭和四年 (一九一九)</p>	<p>世界経済恐慌</p>		
<p>昭和五年 (一九二〇)</p>			

<p>(一九二〇)</p>			
---------------	--	--	--

(注)

この表を作成するに当たって、主として、以下の資料を参考にした。

『近代日本総合年表』岩波書店、一九六八年。

P・F・ドラッカー、上田淳生訳『経済人の終わり——全体主義はなぜ生まれたか』の巻末の年表——あこのころの歴史(第一

次大戦から第二次大戦へ)。

林健太郎『ワイマール共和国——ヒトラーを出現させたもの』中央公論、一九六三年。

その他。